

濃度基準値設定対象物質検討状況リスト(令和4年度積み残し)

資料1-2

- ・本リストは濃度基準値設定の検討対象とする物質リストであり、今後変更となる場合がある。
- ・本リストには、現時点でリスクアセスメント対象物となっていない物質も含まれるが、それらの物質については、今後、リスクアセスメント対象物に追加された場合に、濃度基準値の設定対象となる。

※ ○印: 今回検討対象物質(濃度基準値11物質、測定方法3物質)

令和4年度検討対象物質

No.	CAS RN	物質名称	濃度基準値	測定方法
2	60-34-4	メチルヒドラジン	R4承認	
5	74-87-3	クロロメタン(別名:塩化メチル)		
11	75-52-5	ニトロメタン		
19	79-41-4	メタクリル酸	○	
20	80-62-6	メタクリル酸メチル	○	
24	92-84-2	フェノチアジン	○	
38	98-88-4	塩化ベンゾイル		
40	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール	○	
42	100-44-7	塩化ベンジル		
44	100-74-3	N-エチルモルホリン		
45	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名:4,4'-MDI)		
46	101-72-4	N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン		
51	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	○	
67	116-14-3	テトラフルオロエチレン	R4承認	
68	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	○	
70	121-44-8	トリエチルアミン	R4承認	
71	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラチオン)		
72	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェニトロチオン)	○	
74	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル(別名:フェニルグリシジルエーテル)	R4承認	○
76	124-04-9	アジピン酸		
79	126-99-8	2-クロロ-1,3-ブタジエン(クロロプレン)	R4承認	
83	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
85	141-43-5	2-アミノエタノール		
87	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:ジスルホトン)		
90	409-21-2	炭化けい素	○	
96	1333-86-4	カーボンブラック	R4承認	○
100	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	○	
107	7699-43-6	オキシ塩化ジルコニウム		
108	7722-84-1	過酸化水素	R4承認	○
111	8052-42-4	アスファルト(ストレートアスファルト)		
113	10025-87-3	塩化ホスホリル		
114	13463-67-7	酸化チタン(ナノ粒子以外)	○	
118	25013-15-4	ビニルトルエン	○	